

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準	証明書類
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、 南米出血熱、ペスト、マールブルク病、 ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症 上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指 定感染症及び新感染症	治癒するまで	診断書 (診断名と 治癒したこ とが記載さ れたもの) ※1
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した 後2日を経過するまで	※2
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正 な抗菌性物質製剤による治療が終了する まで	診断書 (診断名と 治癒したこ とが記載さ れたもの)
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現し た後5日を経過し、かつ、全身状態が良好 になるまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘	全ての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ、細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症※3	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで	

(学校保健安全法施行規則第18条および第19条より)

- ※1 新型コロナウイルス感染症の証明書類は不要とする。
- ※2 インフルエンザの証明書類は以下のいずれかとする。
- ・薬剤情報提供文書やおくすり手帳（抗インフルエンザ薬が処方された場合）
 - ・病院で発行される診療明細書（抗インフルエンザ薬を点滴した場合）
 - ・検査結果用紙（インフルエンザの結果と受診日、学生の氏名が記載されたもの）
- ※3 その他の感染症とは、「学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある」と医師から診断された感染症とする。
- 感染症の種類によっては、治癒したことの記載は不要で、出席停止期間の記載があればよい。